

ODA 政策協議会 2018 年度第 2 回議案書 (協議/2018 年 12 月 5 日)

議題提案者：特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター、特定非営利活動法人 アフリカ日本協議会、モザンビーク開発を考える市民の会

1. 議題名

プロサバナ事業をめぐる人権状況に関する指摘についての日本政府の対応

2. 議題の背景

プロサバナ事業をめぐることは、本協議会で問題提起してきた。その中ではとくに、(1) 反対の声をあげる人びとに対するモザンビーク政府による人権抑圧やガバナンスの悪化、(2) 事業下で行われた市民社会への介入ともいえる諸活動、人権侵害などの被害状況について、外務省および JICA に繰り返し伝え、具体的な対応を求めてきた。しかし、これらの点において改善がみられないだけでなく、現地小農組織、市民社会組織、教会などへの圧力が強まるなど、むしろ悪化した。このため、2017 年 4 月には、事業対象地域の小農を中心とした住民 11 名が、JICA 「環境社会配慮ガイドライン」に基づく異議申立を行った (受理、5 月)。事業下で起きた一連の出来事を受けて、2017 年 12 月の ODA 政策協議会では外務省の判断で事業が一旦止めたことが明らかにされている¹。その後、2018 年 3 月 1 日には、河野太郎外務大臣からの指示として「反対派を含む参加型意思決定ルールに基づく議論の実現」を今後の事業「再開の条件」とすることが明言された²。

一方、直近の「人権侵害」として、昨年 11 月「異議申立」に対する審査報告書が公表された直後にモザンビークで起きた、現地政府 (ナンブーラ州ペドロ・ズクーラ農務局長) による事業に反対の声をあげる人びとへの「抑圧と排除」の発言について、同 12 月の協議会で報告、対応を求めた。これに対し、大場雄一国際協力局国別開発協力第三課課長 (当時) より「録音があれば対応する」とされたが³、その後、外務省による具体的な対応はなされていない⁴。こうした中、現地では、3 月以降現在に至るまで、反対の声をあげてきた農民・市民社会組織への「対話の要請」が繰り返されている。

以上を受けて、現地での直近の動き、現地市民社会組織の声 (声明) を報告しながら、現地人権侵害に対する日本政府の責任について議論したい。

【最近の動き】

(1) 州農務局長の人権侵害発言への外務省の不対応

本協議会で 2017 年 12 月より問題提起してきたナンブーラ州農務局長 (ペドロ・ズクーラ Pedro Dzucula) による人権侵害発言 (2014 年 7 月 31 日、2017 年 11 月 6 日⁵) について、発言録音を提供された外務省は、2018 年 3 月 1 日の協議会で、一度は同局長の発言を人権侵害だと認める発言を公にした。

¹ 2017 年度第二回 ODA 政策協議会、今福孝男国際協力局政策課長による発言。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/shimin/page22_000790.html

² <http://mozambiquekaihatu.blog.fc2.com/blog-entry-320.html>

³ 2017 年 11 月のナンブーラ州農業局ペドロ・ズクーラ (Pedro Dzucula) 局長による記者インタビュー記録 (録音データ)

https://youtu.be/VWS_TW0ZKJY

⁴ 2018 年第一回 ODA 政策協議会 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/shimin/page22_001042.html

⁵ 2014 年 7 月 31 日ナンブーラ州農務局長の反対する住民や団体への批判 (日本の NGO との面談時、JICA 専門家立ち会い) (英語) <https://www.youtube.com/watch?v=QBtRTCEMQsQ&feature=youtu.be> 全体の会合記録 (冒頭に JICA 専門家の説明がある) <https://www.youtube.com/watch?v=HmoSfEGGL8A&=&feature=youtu.be>
https://www.youtube.com/watch?v=qeKLwB_g_lQ&=&feature=youtu.be

また、2017 年 11 月 6 日イベント時におけるナンブーラ州農務局長による記者の質問への回答の録音 (ポルトガル語、3 分) https://www.youtube.com/watch?v=VWS_TW0ZKJY

その後、外務省・JICAは州農務局長の発言について、「11月6日にイベントはなかった/出席していない」等という州農務局長の発言を根拠として説明してきた。しかし、地元新聞に11月6日の州農務局長が出席するイベントの記事が示されると、梨田和也国際協力局長から「だからといって録音は11月6日のもと限らない」との主張がなされた⁶。そしてその直後から、モザンビークでは、政府をこの11月6日の録音の市民社会側への提供者の犯人探しが行われた。これについては、発言の中で批判された「(第3カ国)民衆会議(マプート)に参加したナンブーラの出席者」だけでなく、録音提供した人達まで威嚇・恫喝を受けたと感じているとの声が日本のNGOまで届けられている。

これを受けて、日本のNGOは外務省に8月7日にファックスを送り、「犯人探し」を直ちに止めるように申し入れを行ったが、戻ってきた回答は「引き続き適切に対応していく」というものであった⁷。質問や要請に対する具体的な回答がなかったため、再度回答を要請したが、同じ文言で回答があったのみだった。

(2) 反対を続ける団体への度重なる面談要請と了承なしに突然現れるJICAコンサルタント

3月下旬、「プロサバンナにノー!キャンペーン」メンバー団体に対して、「2018年4月3日の農業省主催の会合」の招待状が、突然個別に送られてきた。これに対し、「プロサバンナにノー!キャンペーン」として欠席の旨と理由をレターで農業大臣に提出し、日本のNGOがこれを外務省に転送したが、外務省からは「招待状の受領印があり、参加の意向が示された」との見解が示された(4月25日)⁸。また、「何が起きているのか不安で」様子を見るためだけに参加した団体関係者の出席についても、同様にその真意を伝えてきたが、「参加」として既成事実化する動きが続いた。その後、6月6日にキャンペーンの声明が出され⁹、事業によるこれら「手法に反対」の旨が主張され、「対話」の既成事実化は停止したと思われたが、8月に入って以下のようなことが生じた。さらに、キャンペーンとしては、「対話」についての見解をこの声明で農業省に正式に表明し、同省からの回答を待っていた。

しかし、農業省からは何も回答がないまま、8月13日の週に、JICAがコンサルタント契約して農業省内のプロサバンナ本部に派遣するエドアルド・コスタ氏(元JICA契約コンサルタント会社MAJOLのプロサバンナ担当者)により、キャンペーンに加盟するナンブーラ州の団体(農民団体と教会団体)に個別の面談要請が繰り返し行われた。その際、面談は「4月4日の会合のフォローアップ」と説明され、4月の会合出席が既成事実化・利用された。なお、当該農民団体は、4月の会合出欠について、加盟農民の協議により反対(不参加)の立場を決定、事務局スタッフが会合の様子を確認するため参加した。また教会団体も欠席を決定、マプートに駐在するスタッフが農業省の依頼で出たにすぎないことが、日本のNGOに伝えられている。これらの点については、先のODA政策協議会など複数回にわたり、日本のNGOから外務省・JICAに伝えられている。

それにもかかわらず、その後もJICAコンサルタントが中心となり繰り返し面談要請が行われ、両団体としてこれを断ったにもかかわらず、突然このコンサルタントが農業省の役人を連れて団体の建物に現れた。団体の関係者らはこれを脅迫と感じたとの声が日本のNGOに届けられている。

その後、9月19日付で、再びキャンペーン団体に対して個別に、10月1日から5日の間の面談要請が行われた。これに対し、キャンペーンとしては、これまでの声明や要請への回答が

⁶ 2018年7月23日、河野太郎大臣の代理として日本のNGOと面談。議事録は下記のサイト。

<http://mozambiquekaihatsu.blog.fc2.com/blog-entry-353.html>

<http://mozambiquekaihatsu.blog.fc2.com/blog-entry-354.html>

2018年度第1回ODA政策協議会で大場課長(当時)からも同様の発言があった。詳細は2017年度第1回ODA政策協議会(平成30年7月31日開催)議事録参照。

⁷ JICA専門家も立ち会った2014年7月の同州農務局長による人権侵害発言についても(全部の録音が英語で残っている)具体的な対応を要請したが、当該回答のみだった。

http://www.ngo-ivc.net/jp/projects/advocacy-statement/2018/08/20180830-prosavana.html?_ga=2.240222787.1549048953.1541317575-1723234955.1495432417

⁸ 現地の慣習では「受領」を示すために印を押すのが常であり、これは必ずしも「参加の意思」を意味しない。

⁹ 2018年度第一回ODA政策協議会 報告資料別添1参照。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000415128.pdf>

現在までないことを指摘、9月24日に出されたマプト市行政裁判所での判決（後述）を踏まえてすべての資料を公開することを求め、要請された面談に応じることはできない旨のレターが提出された（添付）。このレターは、日本大使館とブラジル大使館も受領している。

（3）マプト市行政裁判所による農業省への情報開示命令（添付1）

9月27日、モザンビーク弁護士協会（OAM）から出された訴状に基づき、全裁判官一致でOAMの訴えを認め、農業省側にプロサバンナに關係する資料の全面公開を命令する判決結果が出された¹⁰。訴状には、プロサバンナのマスタープラン形成の元となったJICAによる10を超える現地調査の基礎データなどの開示が含まれており、日本も無關係ではない¹¹。なお、OAMはキャンペーンの依頼を受けて、訴状を提出している。

（4）プロサバンナ対象州・郡で大敗した与党とナンブーラ州での「魔女狩り」（添付2）

10月10日、モザンビークで53の地方都市選挙が行われた。最大野党RENAMO党首の死亡後の選挙とあって注目されたが、プロサバンナ対象州の中ではナンブーラ州のすべての選挙郡で野党（RENAMOとMDM）の獲得票・議席が与党（Frelimo）を上回った。注目されたナンブーラ市の市長選挙ではRENAMO候補が圧勝し、プロサバンナ対象郡では、マレマ郡でRenamoの僅差の勝利、レバウエ郡とモナゴ郡でFrelimoが僅差の勝利となった。つまり、ナンブーラ州全体で与党Frelimoは全敗を帰した¹²。また、ニアサ州では、プロサバンナ対象郡の中でクアンバ郡、ザンベジア州ではアルトモロクエ郡でRenamoが勝利している¹³。選挙全体では、44の都市・郡でFrelimoが勝利したことを考えると、プロサバンナ対象州（とりわけナンブーラ州）の結果が際立っていたことが分かる。

一方で、この選挙では、実施前から与党・政府による野党関係者の投獄などが問題化しており¹⁴、投開票直後から、ナンブーラ州の地元ラジオ局関係者への脅迫が報道されるようになった¹⁵。10月17日、アムネスティ・インターナショナルは「モザンビーク：ジャーナリストとアクティビストは選挙後の魔女狩りで殺害脅迫と弾圧に直面する」と題する記事・アクション要請文で、その脅迫の対象者が、ナンブーラ州の「政府に批判的な見解を述べる人のすべて」と「主要野党（Renamo）との関係が疑われるすべて」であると述べている¹⁶。この状況は10月25日の時点でも解消されず、北部の他州（三井物産が出資参画するブラジル・Vale社の炭鉱があるテテ州モアティゼ郡）のローカルメディアにも拡大しており、脅迫がFrelimoの候補者からだったことが報じられている¹⁷。

¹⁰ 判決全文 [An excerpt from the ruling of the Administrative Court of Maputo City](https://www.dn.pt/lusa/interior/tribunal-administrativo-condena-governo-mocambicano-a-divulgar-informacao-sobre-programa-agrario-9915455.html) 記事

<https://www.dn.pt/lusa/interior/tribunal-administrativo-condena-governo-mocambicano-a-divulgar-informacao-sobre-programa-agrario-9915455.html>

¹¹ <http://www.oam.org.mz/ordem-dos-advogados-mocambique-leva-condenacao-da-mineradora-jindal-pelo-tribunal-administrativo-da-provincia-tete-atraves-do-acordao-no-54-tapt-17/>

¹² <http://www.open.ac.uk/technology/mozambique/2018-local-election-bulletins-1>

¹³ <https://www.amnesty.org/en/latest/news/2018/10/mozambique-journalists-and-activists-face-death-threats-and-intimidation-in-post-election-witch-hunt/>

¹⁴ <https://www.news24.com/Africa/News/mozambique-peace-process-under-scrutiny-in-local-polls-20181010> 選挙後には、プロサバンナ対象郡であるアルト・モロクエ郡（公式発表はFrelimo8599票、Renamo8486票で、Renamoが結果を争っている）で、20名のRenamo党员や関係者が刑務所に投獄され、「拷問」を受けたとの報道もある。 <https://www.dw.com/pt-002/aut%C3%A1rquias-deten%C3%A7%C3%B5es-e-den%C3%Bancias-de-tortura-em-alto-molocu%C3%A9/a-45903519>

¹⁵ 10月15日、ドイツ国営放送（DW）は、ナンブーラ州のローカルラジオ局「Rádio Encontro」を運営するカトリック教会の神父らは、選挙の前から政府によって電波の規制を受けていたものの、選挙結果がRenamo勝利で終ると、個々人の携帯に殺害予告が見知らぬ番号から次々にかかってきたという。このラジオ局は州の選挙のために40名のレポーターを派遣して、投開票の様子を随時報じていた。この他、レナモが勝利したナンブーラ州の別の市のコミュニティラジオ（Watana）の関係者も、同様の脅迫を受けていることが明らかになった。

<https://www.dw.com/pt-002/aut%C3%A1rquias-em-mo%C3%A7ambique-jornalistas-alvo-de-amea%C3%A7as-de-morte/a-45901029>

¹⁶ 原文 <https://www.amnesty.org/en/latest/news/2018/10/mozambique-journalists-and-activists-face-death-threats-and-intimidation-in-post-election-witch-hunt/> 日本語訳 <https://www.amnesty.or.jp/get-involved/ua/ua/2018ua186.html>

¹⁷ <https://www.dw.com/pt-002/mo%C3%A7ambique-continua-as-amea%C3%A7as-a-jornalistas-no->

1975年の独立依頼、モザンビーク政府と Frelimo 党の結びつきは解消されておらず（大統領は Frelimo 党の党首）、そのことを理由に地方都市選挙が導入されたものの、州レベルの知事・政府高官は依然として大統領・Frelimo 党の中央委員会が人選・指名をしている¹⁸。2013年から暴力的衝突に発展した Renamo と Frelimo の抗争の元凶も、州レベルでの選挙の導入あるいは総選挙結果に従った州知事の任命（勝利した党が知事を選ぶ）であった¹⁹。なお、ズクーラ農務局長はナンプーラ州知事の代理を務める立場にいる。

（５）これまで費やされてきた巨額の税金（約 32 億円）

2011年度に開始したプロサバンナ事業の3本の柱（PI, PD, PEM）は、2017年度までに32億円の公費を費やしてきた。2012年10月にモザンビークの地元農民らが最初の抗議声明を出し、事業の不透明性や手法・結果への懸念が強まり、本来2013年8月に終るはずであったマスタープラン策定事業（ProSAVANA-PD）においては、日本のコンサルタントとの契約だけでも10回を超える延長がなされ、延長後の決算総額は4億円を超える²⁰。その延長の根拠は、「現地市民社会との対話を行うため」であった。

しかし、この予算で行われたことは、2013年8月から9月にかけて JICA の依頼で策定・最終化された「プロサバンナ・コミュニケーション戦略書」のように、反対する市民社会や農民をお互いやコミュニティ、メディアから引き離し（分断し）、「change of course（流れを変える）」ことであった²¹。JICA は同「戦略書」について「書かれたすべては実施していない」と主張するが、他方で「何を実施して何を実施していないか」を明らかにしていない。一方で、この文書を最終成果物として受け入れ、作成コンサルタント企業 CV&A への契約金を支払っただけではなく、同コンサルタントに対し、戦略の実施のための特定随意契約まで提供している²²。この契約金280万円（他2回の契約合計300万円）も、ProSAVANA-PD の予算、税金から支払われている²³。

他にも、ProSAVANA-PD 下では、JICA が地元コンサルタント企業（Majol）を雇い、プロサバンナに意見を表明してきた地元市民社会組織や農民団体の事業に対する立場や影響力に関する個別調査を隠れて行い、JICA や農業省公認の組織による「市民社会対話プラットフォーム」を結成するため、市民社会の分断を行ったことが明らかになっている²⁴。さらに、この「対話プラットフォーム」に賛成し MCSC（市民社会対話メカニズム）を結成したモザンビーク NGO に2200万円を超えるコンサルタント契約を JICA が結んだことは²⁵、国会などでも問題となった（参議院 ODA 特会、質問主意書）²⁶。

ここまで見てきたとおり、外務省・JICA は「市民社会との対話」に5年以上の歳月と4億円の税金を費やしてきたが、市民社会の分断、「賛成派」の創出などに資金を使い、むしろ現地の状況を悪化させてきている。そして、声をあげた人びとの訴えを無視し続けることで、プロサバンナ対象州で政治的に脆弱な立場にあるモザンビークの地方政府関係者による人権侵害を容易にするとともに、これを許容してきた²⁷。

[p%C3%B3s-aut%C3%A1rquicas/a-46029002](http://www.iese.ac.mz/iese_descentralizacao/)

¹⁸ http://www.iese.ac.mz/iese_descentralizacao/

¹⁹ これが憲法上可能であると表明したフランス出身の法学部教授ジル・シスタック弁護士が暗殺されたことは記憶に新しい。<http://www.verdade.co.mz/tema-de-fundo/35-themadefundo/52094-gilles-cistac-baleado-com-gravidade-na-capital-de-mocambique>

²⁰ <http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/196/touh/t196218.htm>

²¹ [ProSAVANA ESTRATÉGIA DE COMUNICAÇÃO, Final | 2013 | Português](#)

²² [ProSAVANA ESTRATÉGIA DE COMUNICAÇÃO, Final | 2013 | Português](#)

²³ [資料 2-プロサバンナ事業に関わるお金と契約](#) ほか

²⁴ リークされた内部文書（Majol 社による成果レポート3点）から明らかである。

<https://www.farmlandgrab.org/post/view/26158-prosavana-files>

²⁵ [CONTRACT FOR CONSULTANT'S SERVICES between Japan International Cooperation Agency Mozambique Office and Solidariedade Mocambique - ADS \(Oct. 14, 2016\)](#)

²⁶ <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/193/0088/19303210088002c.html>

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/192/syuh/s192061.htm>

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/196/syuh/s196218.htm>

²⁷ リークされた JICA 契約コンサルタントの文書のいずれにおいても、賛成派の団体や個人と組んで行った「戦術（tactics）」が記載されている（Majol, Final report [MAJOL Final report on Stakeholder Engagement for](#)

(6) モザンビーク市民社会代表団（2州農民連合・6組織）来日と東京宣言、「裏」での動き（添付3-1、3-2）

上記の問題に進展がないことを受けて、今月 20-22 日東京にて開催された第 4 回「3カ国国民衆会議」（日本・モザンビーク・ブラジル）にあわせ、モザンビークからは、2州の農民連合と 6つの市民社会組織（いずれも「プロサバンナにノー！キャンペーン」）の 15 名が来日した。そして、11月 21日に外務省・JICA との政策協議、11月 22日に両機関を招いての緊急報告会を参議院議員会館で開催した。これらについては、11名の超党派の呼びかけ議員の協力があった。

いずれの協議の場でも、モザンビーク側の代表団は、繰り返し、上記の介入・分断・人権侵害に関する JICA の責任や資金の使途を問う発言を行った。また、OAM による訴訟におけるモザンビーク農業省の対応の問題についても、事業の援助者としての責任を問われたが、援助主体としての責任ある発言はなされなかった。

そこで、民衆会議の最終日には、モザンビークからの派遣団主導で、3カ国市民社会による「東京宣言」が発表され、プロサバンナ事業への反対の立場を維持し、事業の即時停止を要求することが再度宣言された。

一方、(2)で見られたやりとりがあったにもかかわらず、来日の動きと連動するように、モザンビークでは、通常はありえない週末の 11月 3日(土)に、上記「市民社会対話メカニズム」から今回の来日団体に対して個別に、11月 14・15日にザンベジア州グルエで「プロサバンナ事業における政府との対話強化のための市民社会セミナー」への招待状が送られた。この招待への応答として、来日団体らは、11月 16日に同セミナーに参加しない旨と理由を記したレターを发出している。しかしながら、今回の来日中である 11月 23日に、今回来日した 2州の農民連合の名前を使って、プロサバンナ事業の推進を歓迎する声明(11月 15日付)が地元新聞に掲載されたことが判明した。なお、この声明発行前に、州農民連合に事前の相談や確認は一切なかった。なお、同セミナーは JICA の資金によって開催されたことが、11月 14日付の外務省から国会議員への回答によって明らかにされている(11月 5日付で議員からなされたこの確認に対し、外務省は 10日間を要し、11月 14日のセミナー開催日になりようやく回答があった)。また、セミナー開催会場では JICA コンサルタントの姿が目撃されている。

3. 議題にかかわる問題点（議題にあげたい理由）

(1) 州農務局長の人権侵害発言への外務省の不对応

外務省は明らかな物証がある人権侵害発言についても、対応してこなかった。これは、開発協力大綱で示された「認識」「理念」「重点政策/課題」に反している。

(2) 反対を続ける団体への度重なる面談要請と了承なしに突然現れる JICA コンサルタント
キャンペーンの側からは正式なレターや声明が農業省に提出されているが、これへの返答は一度も送られてきていない。つまり、一方的に会合通知や要請がきているだけで、建設的な対話への関心が示されていない。

3月 1日の ODA 政策協議会直前に外務省の要請で行われた日本の NGO との会合では、河野大臣の指示を踏まえ「反対派を含む丁寧な対話」が外務省の方向性として確認され²⁸、7月 23日の河野大臣の代理で設けられた梨田国際協力局長と大場課長（当時）との面談でもこれは確認されたが、この間見られてきた一連の動きは、形式上の出席を確保さえすればこの原則を守ったとしてプロサバンナ事業を進められるという考えに基づいて行われているように見える。これは、2013年 6月から現在まで繰り返され、批判されてきた手法と何ら変わらず、会合に

JICA, 1 March 2016)。また、JICA が議員の要請に基づいて開示した NGO・Solidariedade との契約のインセプション・レポート（4つの NGO プラットフォームの連名）では、日本を含めモザンビークの他の市民社会について、根拠を示すことなく、非難している。このレポートを受け取った JICA は何ら修正を要請することなく、契約金の 20%（400 万円）を Solidariedade 側に支払っている。詳細は次のレポートの 11-12 ページ。[Civil Society Coordination Mechanism for Development of Nacala Corridor: Inception Report \(Project: Revision of Master Plan\) 10/28/2016](#)

²⁸ <http://mozambiquekaiatsu.blog.fc2.com/blog-entry-342.html>

「引っぱり出す」こと自体が人権侵害にあたるとも理解されていない。日本の援助で雇われているコンサルタントがその要になっている点で、日本の責任は大きい。他方で、日本での協議の折などには、外務省・JICA から、事業において「何も行われていない」「何も進んでいない」との説明がなされる一方で、実際には「農業省が進めている」「日本が費用を負担している」ことが直後に判明するなど（4月4日会合）、日本の関与が隠されているとすら言える状態にある。

（3）マプート市行政裁判所の判決（情報開示命令）

これまで JICA・外務省は情報開示ができない理由として、「モザンビーク政府が望まない」をあげてきた。今回、モザンビークの「知る権利（情報へのアクセス権利）法」に基づき、農業省の姿勢が法の趣旨に反していることが明らかにされた。

この決定に従い、OAM が訴状に示した情報の全公開に JICA・外務省として、協力する必要がある。

（4）プロサバナ対象州・郡で大敗した与党とナンブーラ州での「魔女狩り」

与党が負けたあるいは結果が拮抗したナンブーラ州やその他の郡での選挙後の「魔女狩り」は現実のものであり、このナンブーラ州のナンバー2（州知事の代理）を務めるズクーラ州農務局長による、プロサバナ事業に異議を唱える人や団体への度重なる人権侵害発言は、この州の政治状況を鑑みると、決して日本が放置してはならない問題である。まして、JICA はナンブーラ市にオフィスを構え、日本はプロサバナ事業だけでなく、ナカラ回廊全体（鉄道延長・港湾設備）に巨額の援助や融資を行ってきた。その要になるナンブーラ州で起きていることは、日本とは無関係ではない。

（5）これまで費やされてきた巨額の税金（約 32 億円）

国際協力の原則、外務省の開発協力大綱の観点からも、JICA 環境社会配慮ガイドラインの観点からも、ここまで費やされてきた、とりわけ ProSAVANA-PD の 4 億円は、税金の不適切使用に相当すると考えられる。何より、成果を出すどころか、現地社会の傷を深め続けており、人権侵害への毅然とした態度を示さず、これを可能にする状況を生み出している。

（6）モザンビーク市民社会代表団（2 州農民連合・6 組織）来日と東京宣言、「裏」での動き
外務省・JICA が繰り返し約束してきた「丁寧な作業・丁寧な対話」であり、河野大臣決定として紹介された「反対派を含む参加型意思決定プロセス...」であるが、モザンビーク市民社会代表団の来日時のやりとり（11月21、22日）では、自らの責任逃れに終始する発言になっており、来日者を深く落胆させた。

他方、Majol 社が、モザンビーク市民社会を個別訪問し、プロサバナ事業への反対から賛成の濃淡を基準として「4色に色分け」したこと、同コンサルタント会社が色分け情報に基づいて「市民社会対話メカニズム」と呼ばれる MCSC を作ったこと、その後 JICA として「賛成派 NGO」と 2200 万円もコンサルタント契約を行った事実を、モザンビークの当事者の前で認めたことは一歩前進であった²⁹。また外務省が、最後には「人権侵害の訴えが農民から直接あったことを受けて、モザンビーク政府に二度とそのようなことが行われないう、帰国後にもいかなる人権侵害に関わる言動をモザンビーク政府関係者がしないよう申し入れをする」点について合意したことは、重要ではあった。

しかし、以上で書いたとおり、JICA はこの最中にもモザンビーク市民社会内部に資金提供をする形で介入し、プロサバナ事業推進を強行するためのアクションに関わっていた。この被害を受けた州農民連合の代表者らは、そのように受け止めている。

4. 外務省への質問事項

以上を踏まえ、それぞれについて以下の質問を行います。

²⁹ 11月22日開催「緊急報告会」動画参照 <https://www.youtube.com/watch?v=qhaN12Jsk9o>

(1) 州農務局長の人権侵害発言への外務省の対応

- ① 8月8日付の国際協力局長宛「要望書」の4点の要望について、事態が悪化してきたことを踏まえ、ここであらためてそれぞれへの具体的な回答をお願いします。

1. 三次被害を避けるため、外務省は責任をもって、以上の具体的な情報をモザンビーク政府に知らせることなく、同政府にこのような「犯人探し」を直ちに止めるよう働きかけ、これ以上の被害をくい止めること。

2. NGOから提供したナンブーラ州農務局長ペドロ・ズクーラ氏による人権侵害発言の録音は、去年11月6日のものだけでなく、上述の通り、2014年7月31日のJICAコンサルタントも立ち会う形で行われた日本NGOとの面談時のものも含まれている。これについては、2015年10月より、日本のNGOから外務省にも伝え、逐語議事録・音源まで提供してきたが、上記の約束とは異なり、現在まで一切の対応がなされていない。このような外務省・JICAの「放置」状況の中、2014年7月31日の発言から現在まで、止む事なく繰り返し続いてきたのが、ペドロ・ズクーラ州農務局長の度重なる誹謗中傷・威嚇的言動である。同局長が姿勢を改めるところか、意を強くしていることを鑑み、外務省として早急かつ抜本的な対応措置をとること。

3. この二次被害の責任は外務省・JICAにあると考える。その責任をどう取る計画か、また、今後、類似の事態を招かないための確かな措置を、モザンビークと日本国民に明らかにすること。

4. 日本政府としては、「如何なる人権侵害も許さない、それが担保されるまではプロサバンナは進めない」とのメッセージを発すること。

(2) 反対を続ける団体への度重なる面談要請と了承なしに突然現れるJICAコンサルタント

- ① 「面談要請」におけるJICAコンサルタントへの命令式系統および報酬総額を教えてください。
- ② 8月にナンブーラ州の反対団体を訪問した農業省の旅費の負担者を教えてください。
- ③ 日本政府として、6月6日付ならびに10月2日付の「プロサバンナにノー！キャンペーン」の声明とレターをどう理解し、対応するつもりか教えてください。また、現地農業省に対応・回答の提案をしたか否か。したとしたら具体的に何を伝えたか。していない場合、その理由を教えてください。

(3) マプート市行政裁判所の判決（情報開示命令）

- ① 判決文を踏まえ、日本政府として、モザンビーク政府とどのような話し合いを行ったか、また、いつまでに何をどのように対応するのかを具体的に教えてください。
- ② この事案が裁判所に付託されたことを日本政府としていつどのように確認し、どのように受け止めたのか。判決が出るまでに、モザンビーク政府とどのようなやりとりが行われてきたのか、いないのかを教えてください。
- ③ 開示要請が出ているマスタープラン策定のための調査データなどは、JICAの作成物である（モザンビーク農業省も保管）。現地での開示にどのように協力するかを具体的に教えてください。

(4) プロサバンナ対象州・郡で大敗した与党とナンブーラ州での「魔女狩り」

- ① 日本政府として、ナンブーラ州での選挙結果、現状について何をどう分析しているか。あるいは分析していないのかを教えてください。
- ② 外国の報道やアムネスティの報告を読んで、日本政府としてモザンビーク政府に既に申し入れなどをおこなったのであれば、その具体的な中身をお教え下さい。行っていないのであれば、それは何故か教えてください。

(5) これまで費やされてきた巨額の税金（約32億円）

- ① 4月時点でマスタープラン策定事業におけるコンサルタント契約が終了しており、存在しない旨確認されているが（4月23日議員勉強会）、現在契約があればその具体的な内容を教えてください。また、今後、モザンビーク内外のコンサルタントを雇用する可能性の有無。
- ② マスタープランに書かれたプロジェクトに資金を拠出する可能性の有無。
- ③ 昨年来モザンビーク政府に対する円借款供与が凍結されており、このためにナカラ港湾の整備が停止されていたと聞いているが、これが再開される可能性を示唆した報道がされている³⁰。円借款は再開されているのか。その場合、再開にあたって何をどのように判断したのか。再開していないのであれば、どのような判断で凍結を継続しているのか。
- ④ モザンビーク政府高官らによる巨額の「隠された債務」「債務不履行宣言」をはじめとするガバナンス問題に関する外務省の見解。問題がないと理解しているのであればその根拠を教えてください。

（6）モザンビーク市民社会代表団（2州農民連合・6組織）の来日と東京宣言、「裏」での動き

（すでに外務省・JICA宛に11月27日中の回答を要請した質問も含む。）

- ① 今回の来日者の帰国後の人権擁護について、モザンビーク政府に申し入れを行ったか。行っていればいつどのような申し入れを行ったのか。行っていなければ、いつどのように行うのか。
- ② 現地で声明が掲載された新聞広告の広告費を間接的にでもJICAが払ったか否か。
- ③ 事前に②の声明の内容を確認したか否か。
- ④ JICAコンサルタントが声明のもととなった11月14、15日のザンベジア州グルエにおけるセミナーに現れたか否か。
- ⑤ 11月22日に緊急会合を東京でもった、モザンビーク州農民連合、プロサバンナにノー！キャンペーン、日本のNGOから外務省・JICAに対し、11月26日付で「当該声明広告」の内容は虚偽のものであり、これに基づく一切の計画・活動に合意したり資金を投じないよう緊急申し入れが行われた。これに関する回答。

5. 議題の論点

今月20日から22日まで東京で初開催された「3カ国民衆会議」に出席するため、モザンビークから多くの農民運動のリーダーや市民社会組織の代表者らが来日した。これらの団体は、声明や公開書簡、異議申し立てを通じて、日本政府とJICAの責任を問うてきた。それに対する回答は、モザンビーク政府に責任を押し付けるか、日本のNGOがファックスで受けたのと同様の回答——「適切に対応している」——の繰り返しであった。せっかくな人権侵害に対応するとの約束が昨年末になされた以上、今回こそは外務省の具体的な行動を示してもらいたいと考えて議案書を作成・提出した。しかし、彼等を目の前にしても無責任な対応・回答が続くとともに、彼等の来日と時期を合わせて問題ある活動が、JICAの資金を使う形で進んでいることが明らかになった。本議案書の添付資料としてつけた「東京宣言」と同様、これ以上、1円足りとも税金を無駄にしないためにも、本事業の早急なる停止を要請したい。

氏名：渡辺直子

所属団体：日本国際ボランティアセンター

連絡先：nabekama@ngo-jvc.net

³⁰ <https://clubofmozambique.com/news/port-of-nacala-mozambique-begins-to-be-modernised/?platform=hootsuite>